

(1) 一時金の税務 「退職所得の受給に関する申告書」(見本)

年 月 日 税務署長 市町村長 殿		退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書						
退職手当の支払者の 所在地 (住所)	〒		現住所	〒				
	名 称 (氏名)		氏 名	◎				
	法人番号 (個人番号)		個人番号					
※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。		その年1月1日現在の住所						
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要はありません。)								
A	① 退職手当等の支払を受けること となった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から 受ける退職手当等についての 勤続期間	自 年 月 日	年			
	② 退職の区分等	一般 障害	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日			
		生活 扶助	有 無	自 年 月 日	年			
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。								
B	④ 本年中に支払を受けた他の 退職手当等についての勤続期 間	自 年 月 日	⑤ ③と④の通算勤続期間	自 年 月 日	年			
	うち特定役員等勤続期間	有 無	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日			
		自 年 月 日	年	うち 重複勤続期間	有 無			
		自 年 月 日	年	うち 重複勤続期間	有 無			
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。								
C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定 拠出年金法に基づく老齢給付金と して支給される一時金の支払を受 ける場合には、14年以内)の退職手 当等についての勤続期間	自 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、 ③又は⑤の勤続期間と重複して いる期間	自 年 月 日	年			
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	⑧ うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日			
		自 年 月 日	年	⑨ ⑦と⑧の通算期間	自 年 月 日			
		自 年 月 日	年	⑩ うち ⑧と⑨の通算期間	自 年 月 日			
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。								
D	⑪ Aの退職手当等についての 勤続期間③に通算された 前の退職手当等についての 勤続期間	自 年 月 日	⑫ ③又は⑤の勤続期間のうち、 ⑧又は⑨の勤続期間だけ からなる部分の期間	自 年 月 日	年			
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	⑬ うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日			
		自 年 月 日	年	⑭ ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日			
		自 年 月 日	年	⑮ うち ⑬と⑭の通算期間	自 年 月 日			
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。								
E	区分	退職手当等の支払を受けること となった年月日	収入金額 (円)	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額 市町村民税 (円)	支払を受けた 年月日	退職の 区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
	一般	・ ・				・ ・	一般 障害	
	B 特定 役員	・ ・				・ ・	一般 障害	
C	・ ・					・ ・	一般 障害	

＜意義＞
・退職所得の支払を受ける者(居住者)から、支払者へ提出しなければならない書類です。
・この申告書は支払者が保管するものとし、必要がある場合には税務署長に提出するものとされています。(基本通達203-3、194～198共-3)
・同じ年に他の退職所得の支払を既に受けている場合は、その源泉徴収票を添付しなければなりません。

＜A欄＞
今回の支払いに関するデータをご記入いただく所です。
「①」欄には、企業年金では「給付事由が生じた日」を記入します。
「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接基因して退職した人は、「障害」を○で囲み、()内に障害の状態、身体障害者手帳の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。

＜B欄＞
本年中に支払を受けた他の退職手当等に関するデータを記載します。
「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、最も長い期間(通算勤続期間)を記載します。

＜C欄＞
前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に支払を受けた退職手当等がある場合に、その4年内の退職手当等についての勤続期間を記載します。ただし、4年内の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その4年内の退職手当等の収入金額に応じて算定した期間を記載します。「⑦」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。

＜D欄＞
「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間とその年数を記載します。

＜E欄＞
B欄・C欄に記載される退職手当の勤続期間以外のデータを記載します。



(2) 一時金の税務 「退職所得の受給に関する申告書」(見本)

年 月 日 税務署長 市町村長 殿		28 年分 退職所得の受給に関する申告書		東京市役所 退職所得申告書				
退職手当の 支払者の 氏名	所在地 (住所)	東京都千代田区丸の内1-9-2		現住所	東京都中央区中央1-2-3			
	名称 (氏名)	〇×企業年金基金 受託者 〇×信託銀行		氏名	年金 太郎			
	法人番号 (個人番号)	111111111111111111111111		個人番号	1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4			
	その年1月1日現在の住所			その年1月1日現在の住所				
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要はありません。)								
A ① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日		28 年 3 月 31 日		③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間				
② 退職の区分等		一般 生活扶助の有 無		昭51 年 10 月 1 日 年 平28 年 3 月 31 日 39				
うち特定役員等勤続期間		有 無		自 年 月 日 年				
うち重複勤続期間		有 無		自 年 月 日 年				
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。								
B ④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間		昭46 年 6 月 1 日 平28 年 3 月 31 日		⑤ ③と④の通算勤続期間				
うち特定役員等勤続期間		有 無		昭46 年 6 月 1 日 年 平28 年 3 月 31 日 45				
うち重複勤続期間		有 無		自 年 月 日 年				
あなたが前年以前4年以内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年以内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。								
C ⑥ 前年以前4年以内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年以内)の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 年 至 年 月 日 年		⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間				
うち特定役員等勤続期間		有 無		自 年 月 日 年				
うち重複勤続期間		有 無		自 年 月 日 年				
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。								
D ⑧ Aの退職手当等についての勤続期間③に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 年 至 年 月 日 年		⑨ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間				
うち特定役員等勤続期間		有 無		自 年 月 日 年				
⑩ Bの退職手当等についての勤続期間④に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 年 至 年 月 日 年		⑪ ⑦と⑩の通算期間				
うち特定役員等勤続期間		有 無		自 年 月 日 年				
うち重複勤続期間		有 無		自 年 月 日 年				
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。								
E 区分		退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額(円)	源泉徴収税額(円)	特別徴収税額(円)	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地(住所)・名称(氏名)
B 一般		平28* 3 * 31	1,000,000	0	0	28* 3 * 31	一般	東京都大田区1-1 〇×商事
B 特定役員		一般	..
C		一般	..

事例

- 確定給付企業年金の脱退一時金を支給
- 入社年月日: 昭和46年6月1日
- 給付額の計算の起算日: 昭和51年10月1日
- 退職日・資格喪失日: 平成28年3月31日
- 中断・休職期間: 1年
- A欄勤続期間: 39年
勤続期間39年6ヶ月 中断・休職期間1年
=38年6か月 39年(1年未満の端数は切上げ)
- 一時金支払日: 平成28年4月10日
- 先順位として会社退職金1,000,000円支給済み(3月31日)

<現住所>
申告書作成時点での住所

<その年の1月1日現在の住所>
収入年分における1月1日時点の住所を記載

One Point

1月1日住所については、年金に代える一時金を支払う場合など収入年分が遡及するケースで注意が必要。
1月1日住所の記載を間違えると、住民税を誤った市町村に納入することになるため。

(3) 一時金の税務 退職所得 (退職所得控除の計算)

I. 単独支払の場合

年金制度(一時金) ◀ 加入 10年1ヶ月 ▶ 喪失
 ↑ 給付額計算の起点 ▼ = 給付

○年金制度からの一時金にかかる退職所得控除
 勤続年数: 11年(1年未満切上げ)
 ∴退職所得控除額は
 11年 × 40万円 = 440万円

⇒ 申告書A欄

II. 同じ年に複数の退職所得があり、勤続期間が異なる場合

勤務先(退職金) 入社 加入 退職 喪失
 年金制度(一時金) 6ヶ月 11年9ヶ月
 通算勤続期間 6ヶ月 + 11年9ヶ月 = 12年3ヶ月 ▼ = 給付

○年金制度からの一時金にかかる退職所得控除
 通算勤続期間: 12年3ヶ月 ⇒ 勤続年数13年(1年未満切上げ)
 ∴退職所得控除額は
 13年 × 40万円 = 520万円

⇒ 申告書B欄

III. 以前に退職金の支給を受けており、今回の退職金の計算の基礎期間が以前の勤務期間を通算している場合

勤務先A(退職金) 入社 ②10年6ヶ月 転籍 退職
 勤務先B(退職金) 通算 10年3ヶ月
 ※年金制度ナシ ①20年9ヶ月 ▼ = 給付

○勤務先Bからの一時金にかかる退職所得控除
 ①の退職所得控除額(1年未満切上げ)
 ⇒ 800万円 + (21年 - 20年) × 70万円 = 870万円
 ②の退職所得控除額(1年未満切捨て)
 ⇒ 10年 × 40万円 = 400万円

勤務先Bからの一時金にかかる退職所得控除
 870万円 - 400万円 = 470万円

⇒ 申告書D欄

勤務先A(退職金) 入社 通算 転籍 退職
 勤務先B(退職金) 10年3ヶ月
 年金制度(一時金) ②8年3ヶ月 ①20年9ヶ月 ▼ = 給付

○年金制度からの一時金にかかる退職所得控除
 ①の退職所得控除額(1年未満切上げ)
 ⇒ 800万円 + (21年 - 20年) × 70万円 = 870万円
 ②の退職所得控除額(1年未満切捨て)
 ⇒ 8年 × 40万円 = 320万円

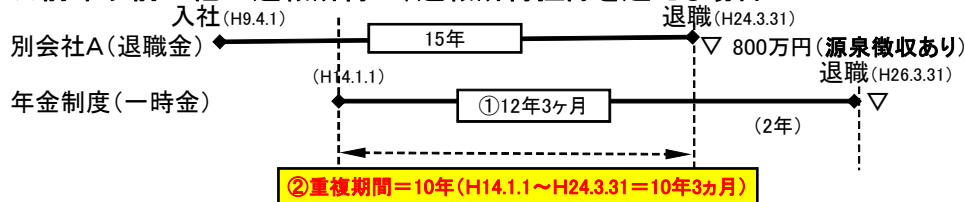
年金制度からの一時金にかかる退職所得控除
 870万円 - 320万円 = 550万円

⇒ 申告書D欄

(4) 一時金の税務 退職所得 (退職所得控除の計算)

IV.前年以前4年(その年に確定拠出年金の支払がある場合は14年)以内に他の退職所得の支払がある場合

☆前年以前の他の退職所得が、退職所得控除を超える場合



前年以前4年以内の給付(A会社での給付)にて源泉徴収がされている
⇒重複している期間により「重複期間」を算出

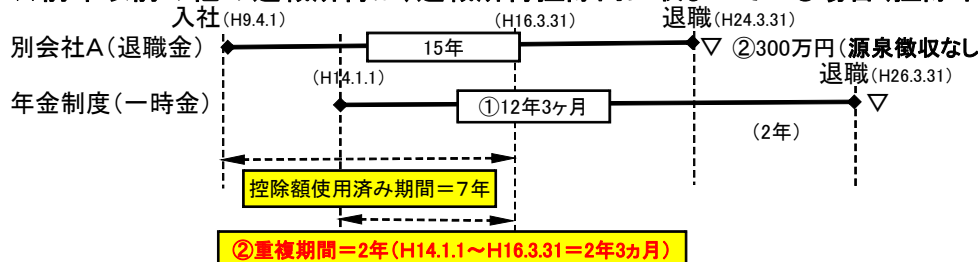
A社退職金において
退職金額(800万円) > 退職所得控除額(600万円/H9.4.1~H24.3.31=15年)
⇒源泉徴収あり(全控除額を使用済み)

○年金制度からの一時金にかかる退職所得控除

- ①(年金制度単独における)退職所得控除額(1年未満切り上げ)
勤続年数=13年(H14.1.1~H26.3.31=12年3ヵ月)
⇒40万円×13年=520万円
 - ②(重複期間における)退職所得控除額(1年未満切り捨て)
重複期間=10年(H14.1.1~H24.3.31=10年3ヵ月)
⇒40万円×10年=400万円
- ∴年金制度からの一時金にかかる退職所得控除
⇒520万円-400万円=120万円

⇒申告書C欄

☆前年以前の他の退職所得が、退職所得控除内に収まっている場合(控除不足がある場合)



前年以前4年以内の給付(A会社での給付)にて源泉徴収がされていない
⇒使用済みの退職所得額から「重複期間」を算出

A社退職金において
退職金額(300万円) < 退職所得控除額(600万円/H9.4.1~H24.3.31=15年)
⇒源泉徴収なし(控除額未使用期間あり)

○年金制度からの一時金にかかる退職所得控除

- ①(年金制度単独における)退職所得控除額(1年未満切り上げ)
勤続年数=13年(H14.1.1~H26.3.31=12年3ヵ月)
⇒40万円×13年=520万円
 - ②(重複期間における)退職所得控除額
<A社退職金における退職所得控除額使用済み期間>
300万円÷40万円=7.5(年)⇒7年(1年未満切捨)
=7年分(H9.4.1~H16.3.31)の退職所得控除が既に使用済みと考える
- ☆当該使用済み退職所得控除期間と重複する期間
=H14.1.1~H16.3.31(2年3ヵ月)までの期間⇒2年(1年未満切捨)
重複期間「2年」に対する退職所得控除額
⇒40万円×2年=80万円
- ∴年金制度からの一時金にかかる退職所得控除
⇒520万円-80万円=440万円

⇒申告書C欄

One Point

※『前年以前』とは?
⇒支払うこととなった退職金の収入年分の『前年』から起算して、
それ以上遡った年分を指す
《例》平成26年分で退職所得を支払う場合
平成25年分以前の支払

One Point

※『前年以前4年以内』の具体例
《例》平成26年分で退職所得を支払う場合
⇒平成26年分から起算して4年以内
⇒平成25・24・23・22年分